

# 処方・調剤・ 保険請求の

# Q & A

日本薬剤師会

**Q** 薬剤情報提供の際に使用するお薬手帳には、調剤した薬剤に関する情報のみ記載すれば大丈夫ですか。調剤した薬剤以外の併用薬、すなわち要指導医薬品や一般用医薬品などに関する情報も記録しておくべきでしょうか。また、手帳のなかには、薬剤に関すること以外の情報が記録されていても構わないですか。  
(匿名希望)

**A** お薬手帳には、調剤した薬剤に関する情報に限らず、要指導医薬品や一般用医薬品などを含めた併用薬に関する情報も記録されていることが大事です。また、医療機関での検査値などの情報が記載されていても差し支えありません。

薬剤服用歴管理指導料の算定要件のなかで、薬剤情報提供の際に使用する手帳については、①経時的に薬剤の記録が記入でき、かつ、②所定の事項を記録する欄がある「薬剤の記録用の手帳」とされています(表1)。しかし、お薬手帳とは、患者が所有し、そして患者自身に活用してもらうためのツールであり、薬剤師や医師などの医療提供者が確認・記載するためだけのものではありません。

また、患者によっては、調剤した薬剤だけでなく、要指導医薬品や一般用医薬品などを薬局やドラッグストアで購入して使用することもあるでしょう。調剤を受けた薬局において要指導医薬品などを購入した場合には、その薬局の薬剤師がお薬手帳にその医薬品の名称や購入日などの情報を記載すればよいのですが、必ずしも調剤を受けた薬局で購入するとは限りません。そのような場合には、患者自身で購入した医薬品名称や日付などを記載してもらうよう、普段から患者にアドバイスしておくことが大事です。そして、薬剤師が、調剤した薬剤以外の併用薬などに関する情報を把握した場合には、薬歴にも忘れずに記載しておくことが必要です(表2)。

表1 薬剤情報提供に用いる手帳の要件

区分10 薬剤服用歴管理指導料
(12) 「手帳」とは、 <u>経時的に薬剤の記録が記入でき、かつ次のアからウに掲げる事項を記録する欄がある薬剤の記録用の手帳をいう。</u>
ア 患者の氏名、生年月日、連絡先等患者に関する記録
イ 患者のアレルギー歴、副作用歴等薬物療法の基礎となる記録
ウ 患者の主な既往歴等疾患に関する記録
手帳の当該欄については、保険薬局において適切に記載されていることを確認するとともに、記載されていない場合には、患者に聴取の上記入するか、患者本人による記入を指導するなどして、手帳が有効に活用されるよう努める。

〔診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について〕  
(2014年3月5日、保医発0305第3号)別添3より抜粋

表2 薬歴への記載事項

区分10 薬剤服用歴管理指導料
(3) 薬剤服用歴管理指導料を算定する場合は、薬剤服用歴の記録に、次の事項等を記載する。
ア～ク 【略】
ケ <u>併用薬等(一般用医薬品、医薬部外品及びいわゆる健康食品を含む。)の情報</u>
コ～チ 【略】

〔診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について〕  
(2014年3月5日、保医発0305第3号)別添3より抜粋

さらに最近では、医療機関で受けた検査値などの情報がお薬手帳に記載されることも増えてきました。また、薬剤を使用する際に気になることや疑問などが生じた場合には、その都度忘れずに、患者自身でその内容を手帳に記載しておいてもらうことも重要です。

お薬手帳は、「患者⇄薬剤師」もしくは「患者⇄医師」、そして「薬剤師⇄医師」といった、患者を含めた関係者間での簡便かつ有効な連携ツールの一つです。患者がより安心して薬剤を使用することができるよう、お薬手帳の積極的かつ有効な活用が求められます。